

研究・信託法(6)

受益者等

早稲田大学法学部教授 渡辺宏之

— 目 次 (第6回) —

第1回 信託をめぐる国際的な状況と信託の法律構成 (本誌270号)	2. 受益者指定権等
第2回 信託の設定 (本誌271号)	3. 受益権の譲渡等
第3回 信託財産 (本誌274号)	4. 受益債権
第4回 受託者の義務・責任(1) (本誌278号)	5. 受益権取得請求権
第5回 受託者の義務・責任(2) (本誌280号)	6. 信託と遺留分
第6回 受益者等	7. 東京地判平成30年9月12日
1. 受益者の位置付け	(以上、本号)

1. 受益者の位置付け

(1) 受益権と受益者

受益者とは「受益権を有する者」をいう(信託法2条6項)。そして、信託法2条7項では、「『受益権』とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(『受益債権』)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう」と定義されている。

現行信託法の制定作業においては、受益権の性質⁽¹⁾を定めてそこから諸効果を演繹することはせず、受益権の性質が関連性をもつ問

題ごとに検討するというアプローチが採用されたものと考えられる。そして、現行信託法においては、受益権の性質をめぐって、実務上具体的に問題となりうる主要な局面について、立法的手当てがなされたといえる⁽²⁾。

(2) 受益者の位置付けと信託目的

信託における受益者の権利は大きく4つに分けることができ、それぞれ、①権利行使の前提として自らの地位に関する情報を取得する権利、②信託目的の達成のために信託事務処理を進めるための権利、③受託者などの事務執行が適切か否かを監視し自らの利益を守るための権利、④受益者が自己固有の利益を守るために認められている権利、があると考えられる⁽³⁾。そして、信託においては、受託

者を適切に監督することが必要なところ、受益者は、その者が受託者の監督権限を有することにより、信託目的の達成のために、信託において重要な役割を担うことになる。しかし、受益者は自らの利益のために監督権限を行使できるというだけであり、その行使が義務であるわけではないと一般的に考えられている⁽⁴⁾。

しかしながら、「信託関係の存在意義は、信託目的により目的拘束を受けた信託財産の管理処分を行うことにある」という立場を前提に、以下のような独自の主張も展開されている。受益者の監督権限は、受益権による具体的な利益享受を行う部分とは理論的な性格が大きく異なり、受託者が信託財産の管理処分を信託目的に従って適正に行うことを要求するための具体的手段、すなわち、受益者個人の利益のためでなく、信託目的の達成を図るための手段であるということが出来る。したがって、受益者は自己の利益を図るための「権利」の行使としてではなく、事実上、信託目的達成のための一種の「義務」として監督権限を適切に行使する必要があるとする。そして、この観点からすれば、受益者が適切な監督権限を行使しなかった結果、信託目的の達成が不可能ないし困難になった場合には、当該受益者はかかる権限を適切に行使すべき「義務」を怠ったものとして、その「責任」を負うべきであり、他の受益者や信託財産、あるいは第三者に損害が生じている場合には、その損害を賠償すべき責任が生ずるものとする⁽⁵⁾。

この点、道垣内弘人教授も指摘するように、信託法においては、受益者の利益が信託目的とは独立に図られる仕組みにはなっていない。したがって、受託者の利益享受禁止にせ

よ、受託者の行為基準にせよ、重要なのは信託目的であって受益者ではないという考え方も成り立つ。信託目的には、受益者の利益に解消しきれない部分がある。そして、受益者が享受できる利益の内容は、信託目的によって定まる。そうであるならば、信託法の論点全般について、信託目的を基準に考えることも可能ということになる⁽⁶⁾。筆者もまた、上記の星野説は、信託の重要な基本構造を喝破したという点で、信託法理論に根本的な問題提起を行っていると考ええる。

ただし、受託者の監督権限が、法的な「義務」であり義務違反に対して法的な「責任」を伴うことを、信託法における受益者一般に措定することは、解釈論としてもまた立法論としても非常に困難ではないだろうか。信託を用いたスキームの中には様々な類型が存在し、受益者が実質的に「事業への出資者」といえるようなタイプの信託もあれば、実質的に融資者と機能的に類似するような「債権者」的な類型もあり、さらに、「自らの主体的関与なしに受益者に指定」される類型も存在するからである。星野説が想定している受益者は、一種の「理念型」的なものであり、現実に存在し許容されている信託の多くは、必ずしも当該理念型に適合的なものではないと思われる。これは実務の墮落ということではなく、むしろ信託の法形式としての柔軟さ、適用範囲の広さゆえの現象と理解すべきと考える。

(3) 受益者の決定

受益者は、信託行為によって指定されるが、現存する者が、信託行為によって受益者となるべき者として指定されていると、その者は、受益の意思表示をすることなく、また、指定

を知らなくても、当然に受益権を取得する。受益者指定権・変更権の行使によって、受益者となるべきものとして指定された者についても同様である（信託法88条1項本文）。

一定の事由の発生、または、一定の時期の到来によって、ある者が受益権を取得する旨が信託行為に定められているときは、その事由の発生・時期の到来によって、その者が当然に受益権を取得する（同項ただし書）。信託法90条1項に基づく、いわゆる「遺言代用信託」は、その特例として位置付けられる。

信託法90条1項は、「委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する定めのある信託」（1号）と「委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける定めのある信託」（2号）を定め、いずれにおいても、委託者は受益者を変更する権利を有することになっている。この変更権は、受益者変更権であり（信託法89条）、遺言による変更も可能である（同条2項）。ただし、信託行為の別段の定めにより変更権を排除・制限することもできる（同項ただし書）。

また、信託法91条は、いわゆる後継ぎ遺贈型受益者連続信託、すなわち「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め」のある信託に関する規定である。同条のかつこ書で「受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む」とされているため、このかつこ書の解釈をめぐり、複数回の連続を指すとする見解、間に空白期間があっても良いという意味であるとする見解など、いくつかの読み方が提示されている⁽⁷⁾。ちなみに、立案担当者の見解および多数説によれば「信託設定時から30年経過した後に、

ある生存者が受益権を取得すると、その者の死亡またはその受益権の消滅によって信託は消滅する」と解釈されている⁽⁸⁾。

なお、従来、民法典の解釈による受益連続型処分（後継ぎ遺贈）は無効であるとするのが通説であったが、不確定期限付遺贈構成によるものについては、一定の解釈論上の制約を必然的に伴うものの、民法典の解釈としてそれが有効に成立するとする説が、改正信託法の立法過程以前にも若干存在した⁽⁹⁾。ちなみに、信託法91条の「受益者連続信託」について、立案担当者は、次のように解説している。まず、完全・包括的・恒久的な権利である所有権に「期限付きの所有権」を設定するものではなく、対象となるのは受益権であるとしている。また、「第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する」と法律構成され、遺留分は守られるとしている。そして、民法との関係についての解釈は将来に開かれているとする⁽¹⁰⁾。

2. 受益者指定権等

(1) 受益者指定権等

信託行為においては、信託設定後に受益者を指定し、または、変更する権利を定めることができる（信託法89条1項）。それぞれ、受益者指定権、受益者変更権とよばれる〔両者を合わせて「受益者指定権等」という（同項かつこ書）〕。

(2) 受益者指定権等の代位行使

受益者指定権等は、信託行為に別段の定めがない限り、相続によって承継されない（信託法89条5項）。これに関連して、受益者指

定権等を保有している者の債権者が、自己を受益者として指定するよう、または、債務者を受益者として指定するよう、受益者指定権等を代位行使することの可否が問題となる。受益者指定権等に行使上の一身専属性が認められれば代位行使はできないとの見解が多数である⁽¹¹⁾。たとえば、遺言代用の生前信託では、受益者指定権等の行使は、委託者死亡後の財産の承継人を決めるために使われるのであるから、遺言で受遺者を指定するのと同じであり、一身専属性があるというべきであり、債権者による代位行使は認められないと考えられる⁽¹²⁾。

(3) 受益権の差押え後の受益者指定権等の行使の可否

受益権の差押えがなされた後に受益者変更権者が変更をなすかという点が問題になるが、差押えは第三者の行為を制約するものではない。また、もともとこうした受益権は、現在の受益者の意思とは無関係にどの時点で他の者に移転するか分からない権利であって、現在の受益者の債権者が差押えたからといって受益者変更権者が変更権を行使しないという期待を持つことはできないものである。したがって、受益権の差押えがなされた後でも受益者変更権者は変更権を行使することができると考えられる⁽¹³⁾。

なお、委託者兼受益者が受益者変更権を有しているときには、受益権が差押えられたり、その者について破産手続が開始したりした後に、受益者変更権を行使することは、差押え・破産手続開始後の受益権の「その他の処分」(民事執行法145条1項)・「破産財団に属する財産に関してした法律行為」(破産法47条1項)に当たるので行使できないという見解も

あるが⁽¹⁴⁾、差押え等がされた当該受益権は、権利者である受益者が変更される可能性があるという性質を有するものであり、その後も行使は可能だというべきである(ただし、債権者を害する意図がある場合などには、詐害行為等が成立することもありうる。後述)⁽¹⁵⁾。

(4) 受益者指定権等の詐害的行使

受益者指定権等の行使が詐害的である場合には、これを受益者の債権者が取り消すことができないか(民法424条)問題となるが、受益者指定権等を保有している者が債務者ではない第三者である場合には、受益者指定権等の行使は債務者の行為ではないため詐害行為取消権の対象たりえない⁽¹⁶⁾。また、現時点で受益者であり、かつ、受益者変更権を有する者が、無資力なのにもかかわらず、受益者を他者に変更したとき、その行為を詐害行為として取り消し得るかも問題になるが、これは、自らに帰属している受益権を譲渡する行為に類似するため、詐害行為取消の対象となることを認めてよいと考えられる。ただし、その時点で受益者変更権を行使しないことが、受益者変更権が定められた趣旨に反する場合には、詐害意思が否定されることになろう⁽¹⁷⁾。

(5) 遺言代用信託における成年後見人による受益者変更権行使の可否

遺言代用信託においては、委託者の成年後見人が、受益者変更権を行使できるかという問題がある⁽¹⁸⁾。この点、委託者に受益者変更権が認められるのは、遺言代用信託が遺言と同様の機能を果たすからであることからして、成年後見人には成年被後見人の遺言を書き換える権限がないのと同様、成年後見人は

受益者変更権も有しないと解することが相当であるとの見解がある⁽¹⁹⁾。また、能見善久教授は、本人の意思 (living will) が示されて、任意代理人に権限が与えられているのであれば、少なくとも受益者指定権については代理行使を認めてよいが、これに対して、成年後見人の場合には、成年後見人が本人の希望などにも配慮して財産の管理・処分を行うが、本人の意思が明確に表れているわけではないので、本人が遺言代用信託において有していた受益者指定権や変更権を行使することはできないと考えるべきだとする⁽²⁰⁾。

実務上は、信託契約書や商品概要説明書等に「この信託の委託者が有する受益者変更権や中途解約申出権は、(遺言代用機能のある信託であるため) 委託者に一身専属的なものであり、委託者の法定代理人は当該権限を行使することができない」という趣旨の規定を設けることが、紛争予防のために有益であるとされている。他方で、「成年被後見人となった委託者の生存・健康等の観点から差し迫った必要がある等の特段の事情が存在すると受託者が認めたときは成年後見人の中途解約申込みに応じることができる」旨の規定を置くことにより、具体的妥当性に配慮することも重要であることが指摘される⁽²¹⁾。

この点、米国統一信託法典の602条(f)では、委託者の後見人 (guardian) は、裁判所の承認があった場合に限り、委託者が有する、信託を撤回・変更する権限および信託財産の分配を求める権限を行使できるものとしている。また、第3次信託法リステイメント63条のコメント1でも同様の考え方がとられているが、委託者または家族の便益のため必要とされる限りで信託財産の払戻しを命じることができるとしており⁽²²⁾、立法的対応はも

とより、契約上のアレンジメントにおいても参考になる。

(6) 受益権質権と受益者指定権等

受益者指定権等が留保された信託の受益権質権において、受益者指定権等が行使され新たな受益者が受益権を取得した際に、対抗要件を備えた受益権質権もそのまま承継されるかは、受益者指定権等が定められた趣旨の解釈によると考えられるため、債権者としては、受益権質権が承継されないリスクも踏まえて受益権質権の設定を検討する必要がある⁽²³⁾。

3. 受益権の譲渡等

(1) 受益権の譲渡可能性とその例外

受益権は、原則として譲渡可能である (信託法93条1項本文)。ただし、例外として、①受益権の性質が譲渡を許さないとき (同項ただし書)、および、②信託行為に譲渡制限の定めがあるとき (同条2項) には、譲渡できない。なお、受益権の一部を分割して譲渡することは、信託の変更の手続きを行わずにはできない。受益権の分割は信託の変更であり (信託法97条3項参照)、譲渡の前提として、信託の変更の手続きが必要である⁽²⁴⁾。

(2) 性質上の譲渡不可についての解釈

受益権は受益債権とは異なり、信託の履行の推進、受託者等に対する監督といった様々な権利を含む地位のようなものである。ちなみに、契約上の地位の移転については、当該契約の他方当事者の同意がなければ譲渡できないものと解されている⁽²⁵⁾。また、受益権の譲渡自体を認めたとしても、その結果、信託目的に反する事態が生じ、信託の終了とな

らざるを得ない場合もある（信託法163条1号参照）。受益権の譲渡については、このような特殊性があり、金銭債権の譲渡と単純に同一視して論じることができないものである⁽²⁶⁾。

たとえば、特定障害者扶養信託など受益者の扶養を目的とする信託の受益権については、他に譲渡すれば信託目的を達成することができなくなるために、譲渡することができないとする見解⁽²⁷⁾もあるが、そうした受益権の譲渡も、受益者の受益内容が定期の一定額の給付であるとき、債権譲渡についての解釈と同様に考えれば、性質上の譲渡不可と解することは困難である⁽²⁸⁾。また、このような場合に、信託目的との関係で、黙示の譲渡禁止合意があるとする見解⁽²⁹⁾もあるが、それでは、当該合意について善意・無重過失の譲受人に対抗できないことになる。

こうした点をふまえて、道垣内弘人教授は、受益権譲渡については、受益権が様々な権利の集合体であることに鑑み、受益権の「性質が譲渡を許さないとき」（信託法93条1項ただし書）には、譲渡により信託目的に反する事態が生じることを含み、そのような事由によって譲渡ができない場合は、そのことにつき善意かつ無重過失の譲受人にも対抗できるべきとする見解を提唱する。信託行為における譲渡制限の定めについては、善意かつ無重過失の第三者に当該定め自体を対抗できるとするのは解釈論上困難であるが、当該定めが信託目的とどのように結びついているかを考慮し、信託目的との関係で合理性のある定めであれば、そのような受益権は、信託行為の定めによってではなく、その性質上、譲渡ができないと考えるべきだとする⁽³⁰⁾。なお、受益債権の譲渡が性質上許されないときは、

受益権の譲渡も性質上許されないと考えられる⁽³¹⁾。

(3) 受益権の相続

受益権も財産権であることから、相続財産を構成し得ると考えられる。ただし、当該受益権が被相続人の一身専属権とされれば、相続の対象とならない⁽³²⁾（民法896条ただし書）。受益権は受益債権と監督権能により構成される権利であり、金銭の支払いを内容とするものであっても金銭債権そのものではない。したがって受益権に相続性が認められる場合であっても、共同相続された受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるわけではない⁽³³⁾。前述のように、1つの受益権の分割は信託の変更によってのみ可能であることから、受益権を共同相続した場合には当然分割にはならない。相続人が複数である場合、投資信託の事案に関する判例⁽³⁴⁾の考え方に準じて、受益権は共同相続され、準共有になるものと考えられる⁽³⁵⁾。

(4) 受益権の放棄

受益者として指定された者は、受益の意思表示なく当然に受益権を取得するが（信託法88条1項）、受益者となることを拒絶するという選択肢が与えられないのは不当であることから、信託法は、受益権の放棄を認めている（同99条1項）。このとき、受益者は、当初から受益権を有していなかったものとみなされる（遡及的放棄、同条2項）。

この信託法99条の趣旨は、意に反して受益権を取得させられないようにするものだと解される。それゆえ、受益者が信託行為の当事者であるときは、自らの意思で受益者となっているために、遡及的放棄を認める必要はな

いことになる。また、この趣旨からして同様に、受益者であることがわかったうえで、すでに信託財産に係る給付を受領したり、受益権に質権を設定したりしたときには、もはや当該受益権の遡及的放棄はできないと考えるべきである⁽³⁶⁾。受益権の譲受人も同様に考えられる⁽³⁷⁾。

なお、信託法99条2項ただし書は、第三者の権利を害するときは遡及的放棄ができないとするが、これは、すでに第三者のための権利を設定した場合や受益者に対する債権者がすでに受益権を差し押さえている場合などを典型的に想定していると考えられる⁽³⁸⁾。同項ただし書の「第三者」に他の受益者や受託者も含まれるという見解⁽³⁹⁾もあるが、そうすると他の受益者や受託者の利害が絡むかぎり受益者となるのを拒絶できないことになってしまい、適切ではない。また、受益権の放棄によって当該信託のスキームが壊れ、それを組み込んだ信託のスキームも壊れてしまう場合も、第三者の権利を害するとの見解⁽⁴⁰⁾があるが、これは、受益者となるべき者がスキーム組成に関与している場合には受益権の放棄ができないという趣旨で捉えるべきであろう。自らの主体的な関与なく受益者に指定されている者が、他者の利益を守る義務を負うことはないと考えられるべきである⁽⁴¹⁾。

ところで、受益者が受益権を遡及的に放棄したとき、当該受益者に対する債権者は、その放棄を詐害行為として取り消すことができるかという点が問題になるが、できないと考えられる。受益権の遡及的放棄は、すでに受益者が有している財産権の放棄ではなく、責任財産が増殖する行為を拒絶するものにすぎないと考えられるからである⁽⁴²⁾。

受益権の放棄に関しては、遺言代用信託に

おいて、委託者死亡後の権利関係の早期確定目的で受益権放棄に期限を設けることの可否も問題となる。この点、遺贈に関して民法上、利害関係人が受贈者に期限を定めて放棄をするか否かの確答を求めることができ、期限までに確答がない場合には遺贈を承認した（遺贈の放棄権を失う）とみなされること（民法987条）にかんがみて、これと同様の信託契約の規定を置いた場合におけるその有効性を肯定してよいとする見解が実務から提唱されている⁽⁴³⁾。

また、後継ぎ遺贈型受益者連続信託において、受益者として指定された者が受益権を放棄したときにはどうなるかという問題があるが、この場合、当該受益者が死亡した場合と同様に扱うのかは、信託行為の解釈として、委託者の信託設定時の合理的意志の探究に帰着すると考えられている⁽⁴⁴⁾。それゆえ、受益者となる予定の者が受益権の放棄をしたとしても受益者連続を維持したいと考える場合には、これに備えた規定を信託行為に明記しておくことが望ましいことが指摘される⁽⁴⁵⁾。

(5) 受益権の差押えと譲渡命令・売却命令

受益権を差し押さえた債権者は、受益権が具現化したときに、その金銭を取り立てることができるにとどまると考えられている。それゆえ、差押債権者としては、次に、受益権の譲渡命令や売却命令による換価により、受益権の価値を取得することが考えられる⁽⁴⁶⁾。この点、受益権に譲渡禁止特約が付されている場合の譲渡命令等の可否が問題となるが、譲渡禁止特約付債権も差押え・転付命令等によって移転できるとするのが判例（最判昭和45年4月10日民集24巻4号240頁）の立場であることから、譲渡禁止特約付

受益権であっても執行適格は否定されず、譲渡命令を妨げられるものではないと考えられる⁽⁴⁷⁾。

また、これまで受益権の譲渡命令等がされた実例は投資信託などの金銭信託が大半であって、信託財産が不動産である受益権の例は少なく、また、不動産信託受益権は実態として不動産と同視されているにもかかわらず不動産競売手続によらないため適正な評価がされない可能性があるなど問題点も指摘されている⁽⁴⁸⁾。さらに、家族信託等の類型では、元本受益権と収益受益権とが分けられている場合もあり、投資信託の受益権と同様に扱うことが難しい受益権もある。そのため、受益権の具体的な譲渡命令・売却命令については、運用の工夫など今後の実務の集積が待たれることが指摘されている⁽⁴⁹⁾。

4. 受益債権

(1) 受益債権と信託債権の関係

受益債権とは、「信託行為に基づいて受託者が受益者に対して負う債務であって信託財産に係る財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権」（信託法2条7項）と定義され、受託者から見ると、信託事務執行の内容として負う債務である。受益債権に係る債務は信託財産責任負担債務となる（同法21条1項1号）。受益債権は、このように、信託事務執行の結果として存する信託財産の状況に依存している。そうすると、信託事務執行の過程で生じた債権者の債権などは、受益債権に優先するとしなければ、不合理である。そこで、信託法101条は、「受益債権は、信託債権⁽⁵⁰⁾に後れる」としている⁽⁵¹⁾。

ただし、実務上、むしろ受益債権と信託債権とが同等であることが妥当な場合もあるとされる。信託を用いたスキームにおいて、当該スキームから生じる利益に着目し、受益権の購入と金銭の貸出しに投資の方法が分かれているにすぎないような場合には、両者は同等に扱うことが妥当であり、このような場合には、信託が金銭の借入れを行うにあたって、貸主との間で、「受益債権と同等に扱う」という特約を締結することになる⁽⁵²⁾。そして、信託法101条は、このような特約を排除するものではないと考えられている⁽⁵³⁾。

(2) 受益債権の包括譲渡の可否

受益債権は受益権の中核をなす権利であり、その他の受益者の監督権能は受益債権を確保するための手段という関係にあるために、受益債権の存しない受益権は想定し得ず、受益債権の全部を譲渡することができないという見解がある⁽⁵⁴⁾。他方で、将来の受益債権をすべて放棄することによって、受益権を消滅させることができるという見解がある⁽⁵⁵⁾。

この点、本質的な問題は、受益権の受益債権部分と監督権能部分を実質的に分離して、別人に帰属させると、信託の利益を享受する者が受託者を監督する権能を有していないという事態が生じる点にあるといえよう⁽⁵⁶⁾（いわゆる「empty voting」と同様の問題であるといえる）。しかし、現行信託法下では、信託行為によって、受益債権の受領以外については、受益者代理人に権限を与えることも可能であり⁽⁵⁷⁾、受益債権と監督権能の分離が完全に禁止されているわけではない⁽⁵⁸⁾。受益債権は受益権の中核をなす権利であり、その他の受益者の監督権能は受益債権を確保す

るための手段という関係にあるために、受益債権の存しない受益権は原則として想定していないという立場を前提としつつ⁽⁵⁹⁾、信託目的達成のために不可欠な特段の事情がある場合に限定して、受益権における受益債権と監督権能の分離を認めることが適切であろう。

(3) 受益債権の消滅時効

受益債権は、債権の消滅時効に従って時効により消滅する（信託法102条1項）。したがって、時効期間は、「権利を行使することができる時」（民法166条1項）から進行するが、受益者として指定された者は、受益の意思表示なく当然に受益権を取得するため（信託法88条1項）、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでは、時効期間が進行しないこととしている（信託法102条1項）。また、信託法102条3項本文・1号は、消滅時効期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し、相当の期間を定めて、履行請求を催告することを受託者に求め、その期間内に受益者から履行請求を受けなかったときに限り、消滅時効を援用しうることとしている。

受託者は、他の受益者に対しても忠実義務（信託法30条）を負っているところ、ある受益者の有する受益債権について消滅時効を援用することは、信託財産を増加させ、他の受益者の利益になるため、こうした状況において、受託者に時効援用の義務があるかが問題となる。しかし、受益債権の履行を受けていない受益者に損害を被らせてまで、他の受益者に利益を図るべき義務が、忠実義務の内容として課されることはないと考えべきである。また、受託者が一部の受益者の利益を図るために選択的に時効を援用することは、公平義務（同法33条）に反すると考えられる⁽⁶⁰⁾。

ところで、1回限りである受益債権に係る債務が時効により消滅したり、民法168条1項によって受益債権のすべてが消滅したりしたときは、受益権自体が消滅すると解する見解がある⁽⁶¹⁾。受益債権は受益権の最も基本的な構成要素であることを理由とする。この論点についても、上述の受益債権の全部譲渡の問題と整合的に考えるべきであろう。受益債権は受益権の中核をなす権利であり最も基本的な構成要素であるために、受益債権のすべてが消滅したときには、原則として受益権全体が消滅するとみなすべきである。ただし、信託目的達成のために不可欠な特段の事情がある場合に限定して、受益権における受益債権と監督権能の分離を認めることが適切であろう。

5. 受益権取得請求権

(1) 受益権取得請求権が認められる場合

受益権取得請求権が認められるのは、①信託の目的の変更・受益権の譲渡の制限に係る信託の変更がされた場合、②受託者の義務の全部または一部の減免・受益債権の内容の変更・信託行為において定めた事項に係る信託の変更がされた場合、③信託の併合または分割の変更がなされた場合である（信託法103条1項）。ただし、②・③の場合は、当該受益者が損害を受ける恐れがある場合にのみ、受益権取得請求権が認められる⁽⁶²⁾。

(2) 権利放棄・不行使特約の可否

受益権取得請求権は単独受益者権であるから、信託行為の定めによっては制限できないところ、受益者が受託者と個別の合意をして、受益権取得請求権を放棄することは可能であ

るとする見解がある⁽⁶³⁾。しかし、受益権取得請求権が、意に反する権利の変更を受ける受益者にとっての最終手段であることに鑑みると、請求権の発生前の合意を常に有効とすることは、問題がある。受託者がそのような契約を締結すること自体が、善管注意義務違反（信託法29条2項）・公平義務違反（同33条）、場合によっては忠実義務違反（同30条）になりうる⁽⁶⁴⁾。

しかし、信託目的達成のために不可欠な場合に、受益者間で、あるいは委託者兼受益者と受託者の間で、受益権取得請求権の不行使特約を締結することは認められると考える。例えば、資産流動化等で信託を用いる場合に信用補完のためにオリジネーターが劣後受益権を保有しているような場合については、信用補完の構造を崩壊させないために、受益権取得請求権の排除が必要になるといわれるが⁽⁶⁵⁾、こうした場合は、当該信託目的の達成に重要な信用補完構造の維持が不可欠であり、オリジネーター（委託者兼受益者）による受益権の行使によってそれが崩壊するのであれば、委託者兼受益者が受益権取得請求権を行使しない旨の特約を受託者との間で締結することは認めてよいであろう。

また、担保権の信託（セキュリティトラスト）では、信託財産は担保権であり、当該担保権の維持を前提にスキームが組成されることから、請求者への対価を信託財産に属する財産でもって支払うことはできず、債権とは全く独立させて受益権すなわち担保権自体の価格を算定することは困難であることが指摘されているが、こうした場合には、担保権の信託の信託目的達成のために、債権者間協定などにより「債権者（受益者）間での、受益権取得請求権不行使合意」をなすことは認め

てよいと思われる⁽⁶⁶⁾。

なお、個別の受益者が、他の受益者との間で、受益権取得請求権を行使する前に当該他の受益者に先買権を与える旨の契約も有効と考えられるが、その際の価格決定の仕組みに合理性が必要であることが指摘される⁽⁶⁷⁾。

(3) 受益者が1人だけの場合の権利行使の可否

ところで、受益者が1人だけの場合の受益権取得請求権行使の可否も問題となる。受益者が受益権取得請求権を行使すると、受託者からの価格支払時に受益権は受託者に移転し（信託法104条10項）、信託財産に属する財産になる（同法16条1号）。それゆえ、受益者が1人だけの場合には、受益権取得請求権行使の結果として、受益権のすべてが信託財産に帰属することになる。ただし、受託者からの価格支払時に当該受益権は消滅する（同法104条13項本文）ため、そこで信託は終了することになる。

この点、「受益権のすべてが信託財産に帰属すること」は特別な例外であり、他に受益者が存在する場合にのみ認められるべきであることを理由として、受益者が1人だけの場合に受益権取得請求権の行使を認めるべきでないとする見解がある⁽⁶⁸⁾。しかし、このような場合に、価格支払時に当該受益権は消滅し、そこで信託は終了するため、「受益権のすべてが信託財産に帰属すること」は、受益者の権利行使から受託者による価格支払いまでのごくわずかな期間のみである。また、上記の①～③の信託の変更が、信託行為の定めにより受益者の関与なく行われる可能性があり、その際に受益者が1人だけの場合には信託終了の手段がないことをも勘案すれば、そ

うした場合に、信託終了の代替的手段として、受益権取得請求権の行使を認めてよいと考える。

もっとも、受益取得請求権行使の意思表示の後、受益権の受託者への移転までに発生した受益債権等は請求権を行使した受益者に帰属することになるにもかかわらず、受託者が当該受益権を取得した時点で、原則として(別段の定めがなければ)、当該受益権が消滅することになるという問題はある⁽⁶⁹⁾。しかし、これは受益権取得請求権行使に伴う制約といえるであろう。

6. 信託と遺留分

(1) 信託と遺留分 ～相続法の「公序」との関係

信託の設定、とりわけ、現行信託法によって導入された後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託については、遺留分制度を中心とした相続法との関係が問題となることが、しばしば指摘される。この点、現行信託法の立案担当者は、「遺言信託については、一般に、遺留分に関する規律をはじめとして、遺贈に関する民法の規定が類推適用され」る⁽⁷⁰⁾とし、また、「後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託においても、遺留分制度を潜脱することができないことは当然」と明言している⁽⁷¹⁾。しかし、その根拠は必ずしも明らかではない。遺留分制度は公序だからと言われるが、登場人物や仕組みから考えても、民法とは別の法令に基づく財産移転方法である信託に、民法上の公序が当然に妥当するのかなど、突き詰めて考えられているとは言えないのではないかと、相続法の専門家より指摘されていた(2011年信託法学会シンポジウム「民法から信託を考え

る」)⁽⁷²⁾。

さらに、同シンポジウムにおいて、水野紀子教授は、以下のような根本的な問題に言及している。英米法の信託制度は、相続法の潜脱をその起源とするものであると水野教授は指摘する。そして、信託制度と両立している英米相続法は、処分者の意思が最強であって遺留分を知らず、遺言の自由を貫徹するとともに、その弊害に対しては裁判所の強力なコントロール権能に依存するという相続法であり、被相続人という法主体の人格を承継する相続法ではなく、およそ大陸法や日本民法とは異質な法体系であるとされる。それゆえ、改正信託法と大陸法を継受した日本相続法との体系的な調整⁽⁷³⁾は、至難の課題になると、警鐘が発されていた⁽⁷⁴⁾。

(2) 遺留分侵害となる行為

2018年相続法改正前の民法1031条は、遺留分減殺請求の対象となる被相続人の行為について「遺贈及び前条に規定する贈与」と規定していた。2018年改正により「遺留分侵害額請求」に制度が変更されたが、遺留分侵害の対象となる行為については、改正前と同様の考え方があてはまる(2018年改正後民法1046条参照)。信託行為は厳密には遺贈でも贈与でもないが、受益者が無償で受益権を取得する場合には、一般の生前信託か、遺言代用の生前信託か、遺言信託かによって、贈与、死因贈与、遺贈と同様に扱い、遺留分侵害額請求の対象となると考えられる⁽⁷⁵⁾。信託に民法の遺留分減殺請求の規定(当時)が適用されることは、現行信託法の審議過程でも共通理解があったとされるが⁽⁷⁶⁾、そもそも信託は、厳密には遺贈でも贈与でもないために、民法1046条の遺留分侵害額請求(2018年相続

法改正前民法1031条の遺留分減殺請求)の規定を「類推適用」することになる⁽⁷⁷⁾。ただし、この「類推適用」は、あくまで信託行為を一体化して法的評価したうえのものであり、信託行為の一部分を切り出して「贈与」等とみなすということではないはずである。信託行為の一部分を切り出したのでは、信託行為が法的に捕捉できないからである。

これまで、信託設定に関して遺留分侵害となる行為は、遺留分侵害請求に関する(改正前)民法1031条の規定の文言との関係で、信託行為のどの部分が遺留分侵害請求の対象(贈与または遺贈)となるかが主として議論されてきた。具体的には、委託者から受託者への財産の移転か(信託財産説)、受益者への受益権付与か(受益権説)、それらのいずれかか(選択説)、双方か(折衷説 or 双方説)といったかたちで議論が行われてきた。しかし、信託の設定に関して遺留分侵害となりうる行為は、一体としての信託行為と考えるべきである。信託行為を分解して「委託者から受託者への財産の移転」および「受託者から受益者への受益権付与」と捉えてしまったのでは、信託行為の特質というべき「信託財産の受益権への転換」が捕捉できない。また、「信託財産の受益権への転換」を切り出して捕捉することが仮に可能であったとしても、それではやはり、一体としての信託行為が捕捉できない。

信託設定に際しての委託者から受託者への財産の移転に伴い、受託者は信託の利益を享受しないこと⁽⁷⁸⁾(また、それにもかかわらず、信託行為は受託者の側から見ると無償性を欠くこと⁽⁷⁹⁾)が、いわゆる「受益権説」の立場から強調されてきたが、信託においては、受託者を通じて、委託者が信託財産として設

定した財産から、受益者が利益を享受する構造になっている(structured gift)⁽⁸⁰⁾。

遺留分侵害額請求権行使の結果、遺留分侵害の範囲で信託行為の効果が否定され、その結果として、受託者への信託財産の移転も否定されると考えるべきである。受益権の付与も、信託財産移転行為が否定される結果、信託財産と連動するような受益権の付与(たとえば、信託財産である不動産の給付を請求できる受益権など)は否定されることになる⁽⁸¹⁾。

遺留分は、相続財産の一定部分を被相続人が自由に処分できなくなることによって⁽⁸²⁾、遺留分権者に相続財産の一定範囲を保障するものであると考えられる⁽⁸³⁾。そして、公益信託の設定も遺留分侵害となりうることからわかるように、信託の設定に関する遺留分侵害は、受益者が受益権を取得することで生じるのではなく、むしろ、被相続人によって財産の処分がされ、相続人が遺留分に相当する財産を得られなかったことによって生じる⁽⁸⁴⁾。

ところで、遺留分侵害額請求の対象を受益権の付与とする見解(信託の成立自体については争わないという立場)に立脚しない場合には、遺留分侵害額請求によって信託自体を破壊してしまう可能性が懸念されてきた⁽⁸⁵⁾。しかしながら、実際には、遺留分侵害額請求の事件では、共同相続人のケースであることが多く、通常は信託の一部だけが効力を否定されることになると考えられる。この点、詐害行為取消の場合に、取消債権者の侵害された債権額が債務者の財産処分量を上回るために、全部取消となることが多いのとは異なるといえる。受益者が全くの第三者である場合には、信託全体が遺留分侵害額請求の対象となることもありうるが、そもそも全くの第三

者への財産処分によって遺留分が侵害されること自体があまり多くない。このような事情から、遺留分侵害事件では信託全体が“破壊”されるケースは少ないことが指摘される⁽⁸⁶⁾。

前述のように、遺留分侵害額請求によって、信託は遺留分侵害の範囲で効力を否定されることが原則である。しかしながら、遺留分制度は、遺留分権者に遺留分に相当する財産を確保できればよく、被相続人の処分行為を完全かつ絶対的に否定するものではないはずであり、受益権発生も信託行為の効力の一部であるから、遺留分権者は、遺留分を侵害している信託行為の中の一部である受益権の付与の部分だけを否定することも認められてよいと、能見教授は主張する⁽⁸⁷⁾。

(3) 遺留分侵害額請求の相手方

遺留分侵害額請求の相手方は、信託行為の当事者ないし信託行為の直接の相手方という意味で、原則として受託者とするべきである。また、現行信託法91条を前提にするかぎり、将来現れるかもしれない受益者のための信託が有効であるということと、相続開始時を基準時とする遺留分制度を整合させる観点からしても、遺留分侵害額請求の相手方を受託者とするのが合理的である⁽⁸⁸⁾。さらに、そもそも受益者が不存在または未確定の信託の場合には、受託者を相手方とするしかない。

しかし、一般に受託者が遺留分侵害額請求の相手方であるとしても⁽⁸⁹⁾、信託の利益を受ける受益者の発言権を確保し、遺留分侵害額請求を争う手続きが保障されることが適切である⁽⁹⁰⁾。

なお、受託者に対して遺留分侵害額請求権の行使があったときには、受託者は、善管注意義務に基づいて、利害関係のある受益者に

通知をする義務があると考えることが適切である。信託全部が失効する場合にも、裁判で遺留分侵害額請求の効果が確定するまでは、受託者には信託存続の場合と同様に義務があり、受益者の利益に関わる情報として、遺留分侵害額請求権の行使があったことを受益者に通知する義務があると考えべきとされている⁽⁹¹⁾。

(4) 遺言代用信託の場合

生前に委託者が設定した遺言代用信託について相続人間の公平のために持ち戻すのは、委託者が死亡するまで利用可能であった財産が、その死亡により死亡後受益者に移転するためと考えられる。そうであるならば、信託設定時点あるいは信託財産の移転時点がいつであれ、死亡後受益者の取得する経済的利益は、委託者の死亡時点で、死亡時点の信託財産が委託者から受託者に移転したものと評価すべきものである⁽⁹²⁾。

それゆえ、遺言代用信託では、委託者が受益者である間の信託は遺留分を侵害せず、遺留分侵害額請求の対象にならないと考え、信託行為のうち第三者（相続人を含む）を受益者とする信託の部分だけが遺留分を侵害する应考虑すべきである。その結果、後に、遺留分侵害額請求権が行使されても、委託者が受益者である間の信託にまでは遺留分侵害額請求の効果は遡及せず、委託者死亡時以降に限り信託行為の効力が（遺留分侵害の程度で）否定されることになる。その時点より前の信託財産の処分行為・利用行為などはすべて有効として扱うことになる⁽⁹³⁾。同様に、委託者が当初の受益者となっておらず、第三者（相続人を含む）が委託者死亡時に受益権を取得するないし受益権を行使できるようになる遺

言代用生前信託の場合も、遺留分侵害額請求の対象となるのは、委託者死亡以降の信託行為と考えるべきである⁽⁹⁴⁾。能見教授は、このように考えることは、遺言信託が遺留分侵害額請求の対象となる場合に、委託者死亡時から信託行為の効力が否定されることと、実質的には整合的であるとする⁽⁹⁵⁾。

(5) 侵害額の算定

信託財産を基準に遺留分侵害額を算定する場合、受益権を基準に算定する場合と比較して、侵害額の算定は基本的に簡便なものとなる。また、受益権を基準に侵害額を算定する場合には、信託財産を基準に算定する場合と比較して一般的に過小な評価となること⁽⁹⁶⁾や、そもそも受益権の評価の困難自体が指摘されてきた⁽⁹⁷⁾。受益権はその権利行使に制限が付されているために、各受益者の有する受益権の時価の合計額が信託財産の価額を下回るケースが大半であると思われる⁽⁹⁸⁾。このようなことが生じるのは、信託がその作り出す枠組みに基づいて財産を管理処分する制度であるため、受益者が1人であって信託の全ての利益を享受することになっていても、受益者は当該信託の枠組みの中でしか利益を享受することができないからであると考えられる⁽⁹⁹⁾。

受益権価額は、条件付きの権利や存続期間の不確定な権利の評価方法を定める(改正後)民法1043条2項またはその類推適用により、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に基づいて決することが可能ではある。しかしながら、鑑定人が選任されたとしても、非常に複雑化しかつ市場取引の対象とならないような受益権の評価が、十分に適切になしうるかは疑問である。さらに、帰属権利者の持分の評価に

至っては、より困難性が増すと言わざるを得ない(後述の東京地判平成30年9月12日に関するコメント参照)。

信託財産を基準にして遺留分侵害額を算定する場合にも、相続人間の公平の観点等から種々の調整問題がありうる事が指摘されているが⁽¹⁰⁰⁾、これらの問題は、①遺留分制度が存在するために甘受すべき制約であるか、②受益者や相続人間の「公平取扱い」に関する難問、に帰すると考えられる。後者の問題については、突き詰めれば「信託と相続の相克」の問題に帰するといえる。角紀代恵教授が指摘するように、「通常の遺贈では、遺留分を超える遺贈と遺留分侵害は表裏の関係にあるのに対して、信託では、表裏の関係にはないから⁽¹⁰¹⁾」こうした困難な調整問題が出てくると言えよう。

しかし、英米の信託においては伝統的に、元本受益者と収益受益者間の「公平」の問題を典型として、公平義務の問題は「信託法の難問」として存在してきた。とりわけ、受益者連続信託においては問題が複雑化し、対応が困難となるケースが頻出することは、英米の経験からも想定される⁽¹⁰²⁾。それゆえ、こうした「信託と遺留分」に関する難問の存在の背景には、「信託法と(大陸型)相続法の相克」が基本的にあるとしても、それらの問題の類型は必ずしも信託と相続の問題に限定されるわけではなく、信託、とりわけ家族信託の類型における受益者や利害関係人間の公平の問題に帰する部分が少なからずあると思われる。

(6) 受益権の放棄と遺留分侵害額請求

なお、受益者が受益権を放棄して、遺留分侵害額請求をなすことができるかという問題

がある。否定説は、受益権の放棄には遺贈の放棄の規定が類推適用・準用されるべきであり、遺留分制度には遺贈を放棄した分まで他の財産への遺留分侵害額請求を認める趣旨はなく、特段の事情のない限り、遺贈の放棄については遺留分の一部放棄に類推されるべき相当の行為と解され、少なくとも、受益権の放棄により、その信託財産に対し遺留分を主張し遺留分侵害額請求をすることは遺留分の濫用に当たる余地があるとする⁽¹⁰³⁾。一方、肯定説は、一般的な遺贈についてならば遺留分侵害額請求を否定することによって一定の説得力を持つとしても、例えば、死者によって設定された、生涯の長さによって存続期間を規定される市場性の比較的低い権利を放棄し、遺留分侵害額請求権を行使して比較的市场性の高い権利（絶対的な現在の権利）を取得したいと欲することは、一般的には、なんら不当なことではないとする⁽¹⁰⁴⁾。この点、以上の議論は、必ずしも否定説と肯定説に截然と分けられるわけではなく、むしろ「原則否定説」および「原則肯定説」と呼ぶべきものであろう。両者の議論をふまえて指摘されるように、場合によっては、権利の濫用といった一般法理に頼らなければならないことがありうるとは考えられるものの、他方で、常に死者の意思が優先されるとすることが正しいとはいえないものと考えられる⁽¹⁰⁵⁾。

7. 東京地判平成30年9月12日

東京地判平成30年9月12日金融法務事情2104号78頁は、2018年の相続法改正（平成30年法律第七二号）前の遺言代用型・受益者連続型の生前信託の事案における、信託と遺留分に関わる重要な論点についてはじめての

公判裁判例であるとされる。本判決では、本件信託について、（外形上、原告に対して遺留分割合に相当する割合の受益権を与えるものであったが）経済的利益の分配が想定されない不動産を信託財産に含めた部分が、遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反し、無効とした。また、信託について遺留分減殺請求の対象は受益権であるとした⁽¹⁰⁶⁾。（なお、本事件は、令和元年9月に、東京高等裁判所において裁判上の和解が成立したとされている⁽¹⁰⁷⁾）。

本判決は、学説の分かれている（生前）信託における遺留分侵害行為および減殺請求の対象という問題に関し、受託者への財産移転は信託目的達成のための形式的な移転にすぎず、実質的に権利として移転されるのは受益権であることを理由に、信託による「贈与」（改正前民法1031条）と目されるのは、受託者への信託財産の移転ではなく、受益者への受益権の付与であると捉える立場を採用したとされる。もっとも、本判決の採用した立場を受益権説と呼んでよいかは疑問であり、むしろ信託財産説（筆者の立場では信託行為説）に親和的と思われる部分が少なからず見られることに、留意が必要である⁽¹⁰⁸⁾。

本判決の論理構造は、相続法上の遺留分制度をもって公序と捉えることで、その潜脱のために設定された信託を、公序良俗違反として無効とするものである⁽¹⁰⁹⁾。本件事案における信託は、遺言代用信託と受益者連続信託の組み合わせであり、第二次受益者が取得するのは始期付きかつ終期付きの連続受益権である。そして、本判決では、2種類の受益権が存在することが指摘される。すなわち、①信託財産から経済的利益（賃貸収入や売却代金）を生じ、受益者に経済的利益が分配され

る受益権と、②信託財産の賃貸や売却による収益等を生じないことから、受益者に経済的利益の分配を生じない受益権、である。本判決は、②の無価値な受益権を、遺留分権者に割り当てた事実に着目する。そして、信託設定時における遺留分制度の潜脱の意図を推認するためのメルクマールとする⁽¹¹⁰⁾。

本判決は、本件信託の受益権が当初信託財産の売却・運用による経済的利益を取得させるものであることを理由に、各信託財産の価格をもって受益権価格としたうえで、それを受益者らがすべてを取得するものとして計算しており、こうした算出方法により、受益権価額の計算の難しさを免れている。また、本判決は、受益権価額の計算の際に、第二次受益者の存在を捨象しており、帰属権利者による信託財産取得も視野に入れていない。結局、本判決は、受益権説に立脚した言辞をしながらも、信託財産の価額を基礎とする実質をもっており、むしろ、信託財産説（筆者の立場では信託行為説）に親和的な考え方といえることを沖野教授は指摘する⁽¹¹¹⁾。

また、本判決は、遺留分減殺請求の対象は受益権であるとしているものの、その相手方を受益者であるとは明確に判示していない⁽¹¹²⁾。佐久間毅教授は、本判決にもかかわらず、信託の設定により遺留分が侵害された場合の減殺請求の対象について、信託財産であるとする考え方と受益権であるとする考え方の両論ありうるという状況に、変わりはないと考えられることを指摘する⁽¹¹³⁾。

本件の事案においては、遺留分減殺請求は「予備的請求」となっており、原告による「主位的請求」は「本件信託の（全部）無効を主張し、本件信託を原因とする所有権移転登記および信託登記の抹消手続を求める」もので

あった。本判決では、こうした原告の主位的請求を棄却するために、「受託者への財産移転は信託目的達成のための形式的な移転にすぎず、実質的に権利として移転されるのは受益権である」とする構成を採用したとも考えられる。

本判決においては、「受益権」を遺留分減殺請求の対象としており、「受益者への受益権の付与」を遺留分侵害行為であるとしているようである。しかしながら、前述の通り、このように信託行為のうちの「受益者への受益権の付与」のみを切り出す方法では、当該信託行為を法的に適切に捕捉することができないのではないだろうか。まさにそのことが、本判決における理論的混乱（「受益権説」と「信託財産説」の“接ぎ木”的状況）の原因となっているように思われる（他方で、本判決は、実務的な観点からは、難解な「信託と遺留分」の問題にともかくも対処したという意味で、一定の評価がなされるべきであろう）。

私見によれば、本件の解決に際しても、やはり、総体としての信託行為により遺留分侵害がなされると考えること（「信託行為説」）が、本判決における上記のような理論的混乱から免れ、かつ、本判決が回避したと思われる「受益権価額の評価の困難性」に直面することなく、理論的にも実務的にも最も妥当な解決策を導くものとする。ただし、信託行為説を採用した場合でも、事案によっては、種々の難しい調整問題が生じる可能性があることについては、既に述べた。いずれにしても、今後の実務や判例の積み重ねに待つところが大きであろう。

【注】

- (1) 「受益権の性質」に関する私見については、拙稿「信託をめぐる国際的な状況と信託の法律構成〔研究・

- 信託法(1)〕信託270号54-57頁(2017)参照。
- (2) 中田裕康「信託受益権の消滅時効」道垣内弘人=大村敦志=滝沢昌彦編『信託法理と民法法理』288頁(有斐閣、2003)等参照。
- (3) 道垣内弘人『信託法(現代民法別巻)』310-314頁(有斐閣、2017)〔以下、道垣内『信託法』と引用〕。
- (4) 同上・294頁。
- (5) 星野豊『信託法』150-151頁等(信山社、2011)。
- (6) 道垣内『信託法』293-294頁。
- (7) 沖野眞己「受益者連続型信託について」信託法研究33号67-70頁(2008)、能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー3』(以下、『信託法セミナー3』と引用)94-95頁(有斐閣、2015)、道垣内弘人編『条解信託法』(以下、『条解信託法』と引用)476頁〔山下純司〕(弘文堂、2017)等参照。
- (8) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法[補訂版]』261頁注7(商事法務、2008)〔以下、寺本『逐条解説新しい信託法』と引用〕、村松秀樹=富澤賢一郎=鈴木秀昭=三木原聡『概説新信託法』(金融財政事情研究会、2008、218-219頁)〔以下、村松ほか『概説新信託法』と引用〕、新井誠『信託法〔第4版〕』512頁(有斐閣、2014)〔以下、新井『信託法』と引用〕、道垣内『信託法』307頁等。
- (9) 米倉明「後継ぎ遺贈の効力について」『家族法の研究』324頁(新青出版、1999)、佐久間毅「人の死亡による財産承継と信託」トラス60研究叢書『資産の管理運用制度と信託』59頁(2002)。なお、川淳一「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論-遺言または遺言代用信託による受益連続処分と遺留分権に関わる問題の整理」野村豊弘=床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』145頁(商事法務、2008)参照。
- (10) 寺本『逐条解説新しい信託法』259-260頁。
- (11) 商事信託法研究会報告(平成25年度)「信託受益権を巡る民事執行法・破産法上の諸問題」信託260号18頁(2014)、能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」トラス未来フォーラム研究叢書『信託の理論的深化を求めて』144頁(2017)等。また、一身専属性が強い権利であるということから、原則として債権者代位権により代位行使できないとしたうえで、受益者指定権等を有する者が財産権を与えられたのと実質的に同視できるような場合(自己を受益者として指定する権限を有していると認められる場合)には、代位行使も許容されるとする見解もある〔『条解信託法』459頁(山下純司)〕。さらに、受益者指定権等は財産的な権利ではないことを理由に、端的に代位行使そのものがないとする見解もある(道垣内『信託法』300頁)。
- (12) 能見・前掲注11・144頁。
- (13) 福井修「信託受益権に対する差押え」富大経済論集63巻3号294頁(2018)。
- (14) 商事信託法研究会・前掲注11・16頁。
- (15) 道垣内『信託法』301頁。
- (16) 『条解信託法』460頁〔山下純司〕。
- (17) 道垣内『信託法』300-301頁。
- (18) 佐久間亨「遺言代用の信託・後継ぎ遺贈型受益者連続信託」田中和明編『新類型の信託ハンドブック』238-239頁(日本加除出版、2017)。
- (19) 中田直茂「遺言代用信託の法務」金融法務事情2074号14頁(2017)。同様に、成年後見人による遺言代用信託の中途解約を認めることは、実質的に成年後見人による遺言の撤回を認めることと同様の結果となることが指摘される。
- (20) 能見・前掲注11・145頁。
- (21) 中田直茂・前掲注19・14頁。
- (22) 同上・14頁注23、沖野眞己「撤回可能信託」大塚正民=樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』104-105頁注59(有信堂、2002)等参照。
- (23) 堀野桂子「民事信託における受益権に関する考察」金融法務事情2102号30頁(2018)。
- (24) 村松ほか『概説新信託法』226頁注8、道垣内『信託法』323頁。
- (25) 中田裕康『債権総論〔第3版〕』583-584頁(岩波書店、2013)等参照。
- (26) 道垣内『信託法』323-324頁。
- (27) 新井誠監修『コンメンタール信託法』(以下、『コンメンタール信託法』と引用)300頁〔及川富美子〕(ぎょうせい、2008)、『条解信託法』486頁〔山下純司〕、佐藤勤「福祉型信託の利用拡大にあたっての日本法の課題—受益権の法的性質を中心に—」信託法研究43号57頁(2018)。
- (28) 道垣内『信託法』323頁。なお、新井『信託法』504頁も、特定障害者扶養信託(特定贈与信託)の最大の問題は「受益権の差押え可能性」であると指摘する。新井教授は、特定贈与信託の受益権は原則として差押えできない(民事執行法152条1項1号の「生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」に準ずる)が、いかなる場合でも差押えから排除できるわけではないとしたうえで、状況によっては、同法に基づく差押禁止範囲変更の申立て(民

- 事執行法153条)を認めることを主張する。
- (29) 田中和明『詳解信託法務』363頁(清文社、2010)〔以下、田中『詳解信託法務』と引用〕。
- (30) 道垣内『信託法』324頁。
- (31) 村松ほか『概説新信託法』225頁、道垣内『信託法』324頁。
- (32) 他方で、たとえば、受益者が複数の信託で、受益者の脱退によって支払請求権が発生するタイプの信託において、受益権自体が性質上譲渡不可とされても、死亡による脱退によって発生する支払請求権については相続性を肯定すべきことが指摘される(道垣内『信託法』326頁)。
- (33) 『条解信託法』489頁〔山下純司〕。
- (34) 投資信託の受益権の共同相続の事案につき、最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁参照。同最判について、中田裕康「投資信託の共同相続」現代民事判例研究会編『民事判例VI』6頁以下(日本評論社、2013)等参照。
- (35) 道垣内『信託法』326頁、『条解信託法』489頁〔山下純司〕。
- (36) 道垣内・同上・330頁。
- (37) 新井『信託法』231-232頁。
- (38) 『信託法セミナー3』135-140頁。
- (39) 村松ほか『概説新信託法』208頁。
- (40) 同上・209頁注4。
- (41) 道垣内『信託法』330-331頁。
- (42) 同上・330頁。判例上、相続放棄は詐害行為取消しの対象とならないとされている(最判昭和49年9月20日民集28巻6号1202頁)ことと同様と指摘される。
- (43) 中田直茂・前掲注19・11頁。
- (44) 『条解信託法』497頁〔山下純司〕。
- (45) 堀野・前掲注23・28頁。
- (46) 同上・29頁。
- (47) 商事信託法研究会・前掲注11・24頁。
- (48) 高橋泰史「不動産信託受益権実行に関する法理と実務(Ⅱ)～法的実行の場合」債権管理130号40頁(2010)。
- (49) 堀野・前掲注23・30頁。
- (50) 信託債権とは、信託財産責任負担債務に係る債権であって、受益債権でないものをいう(信託法21条2項2号)。
- (51) 道垣内『信託法』342-345頁。
- (52) 伊藤勝「金銭債権流動化における『信託勘定借入(責任財産限定特約付)スキーム』の検討」能見善久編『信託の実務と理論』67頁以下(有斐閣、2009)。なお、
- 神作裕之「金銭債権流動化における『信託勘定借入スキーム』の検討:コメント」同書72頁以下参照。
- (53) 寺本『逐条解説新しい信託法』276頁、道垣内『信託法』345-346頁、等。
- (54) 村松ほか『概説新信託法』225頁注3、『コンメンタール信託法』301頁〔及川富美子〕、田中『詳解信託法務』364頁、等。
- (55) 福田政之=池袋真実=大矢一郎=月岡崇『詳解新信託法』343頁(清文社、2007)〔以下、福田ほか『詳解新信託法』と引用〕。
- (56) 『条解信託法』487頁〔山下純司〕。
- (57) ただし、受益者代理人の権限については、信託法139条4項による制約がある。
- (58) 道垣内『信託法』346-347頁。
- (59) 『条解信託法』488頁〔山下純司〕も、「受益債権と監督権能を分割して譲渡することは信託法の予定するところではないという原則から出発して、受益債権の譲渡がどこまで許されるかを判断することになろう」とする。
- (60) 道垣内『信託法』349頁。
- (61) 道垣内・同上、寺本『逐条解説新しい信託法』278頁、村松ほか『概説新信託法』233頁。また、中田裕康・前掲注2・289頁も、ほぼ同旨と思われる。
- (62) ②の場合につき、信託法103条1項本文、同項3号・4号参照(変更される範囲およびその意思決定の方法について信託行為に定めがある場合は除く。同項3号かっこ書・4号かっこ書)。③の場合につき、同条2項本文参照(信託の併合または分割に伴って、信託の目的の変更・受益権の譲渡の制限が行われたときを除く、同条2項ただし書)。
- (63) 寺本『逐条解説新しい信託法』286頁注1、村松ほか『概説新信託法』240頁注7等、福田ほか『詳解新信託法』352頁、『条解信託法』516頁〔弥永真生〕、等。
- (64) 道垣内『信託法』359頁。
- (65) 田中『詳解信託法務』356頁、福田ほか『詳解新信託法』352頁。
- (66) 受益者相互間での受益権取得請求権不行使の合意は、民事訴訟における不起訴の合意と同様に、その有効性が認められやすく、また、シンジケートローンにおいては、債務者の破産手続開始申立てなどに関して、債権者間で不申立ての合意がなされることが、実務上一般的であることが指摘される〔吉田貴弘「担保権の信託の諸問題について」信託法研究33号28頁(2008)〕。ただし、そうした不行使特約締結の前提として、当該担保権の信託の設定に際して、

- 担保の入れ替えや抵当権の実行方法など信託期間中に変更する可能性のある事項を洗い出し、それら変更項目および意思決定の方法を信託行為に定めておくことにより、重要な信託の変更に該当しない手当てをする、といった方策が重要となろう〔吉田・同上・27頁、藤原彰吾「セキュリティ・トラスト活用に向けての法的課題(上)」金融法務事情1795号36頁(2007)、等〕。
- (67) 道垣内『信託法』359頁。
- (68) 同上・359-360頁。なお、受益権取得請求の対価支払義務を、信託行為の定めによって、または①から③の意思決定において、特定の第三者に負わせることは可能である。しかし、それはあくまで受託者と当該第三者の関係であり、受益権取得請求権を行使した受益者とは無関係のものとなる(同上・360頁)。
- (69) 同上・364-365頁。
- (70) 寺本『逐条解説新しい信託法』42頁注3。
- (71) 同上・259頁。
- (72) 西希代子「民法の空洞化? : 財産承継方法としての信託と相続法」信託法研究36号96頁(2011)。
- (73) わが国における信託法と相続法との相克の問題については、拙稿「信託の設定〔研究・信託法(2)〕」信託271号84頁(2017)で若干言及した。本稿では、遺留分をめぐる論点に関連して、この問題に再び言及している。
- (74) 水野紀子「日本における民法の意義」信託法研究36号114頁(2011)。こうした水野教授の問題提起を受け、角紀代恵教授は、「信託と遺留分」の問題につき、さらなる法改正をもってしても、十分な調整を行うことが可能であろうかと疑問を呈する〔角紀代恵「信託と遺留分をめぐる」能見善久=樋口範雄=神田秀樹編『信託法制の新時代』67頁(弘文堂、2017)〕。
- (75) 能見・前掲注11・123-124頁。
- (76) 中田裕康「信託法改正要綱の意義」信託226号23頁(2006)、寺本『逐条解説新しい信託法』259頁、等。
- (77) 寺本・同上・42頁注3。
- (78) 道垣内弘人「誰が殺したクックロビン〔さみしがりの信託法第8回〕」法学教室339号82頁(2008)。
- (79) 佐久間毅『信託法をひもとく』183頁(商事法務、2019)。
- (80) 加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判例タイムズ1327号22頁(2010)、角・前掲注74・63頁。
- (81) 能見・前掲注11・133-134頁。なお、民法の詐害行為取消権の特則である詐害信託と同様に、遺留分侵害額請求においても、信託行為を有効としたままで、信託設定のための財産処分、または受益者に対する受益権の付与を取り消すことが可能であるとの考え方もある(道垣内・前掲注78・84頁)。しかしながら、詐害信託に関する信託法11条5項は、複数の受益者の中に善意の受益者がいる場合に詐害信託全体の取消しを認めると善意の受益者を害することに鑑みて規定されたものであり、遺留分侵害額請求の相手方の主観的態様に依じてその内容を縮減することを民法上予定しない遺留分にまで同項の取扱いを及ぼすことは、その前提となる基礎に違いがある以上、適切ではないと考えられる〔三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学87巻1号51頁(2011)参照〕。
- (82) 我妻榮『改正親族・相続法解説』217頁(日本評論社、1949)、高木多喜男『口述相続法』528-529頁(成文堂、1988)等参照。なお、わが国の遺留分制度をめぐる学説の状況について、潮見佳男「遺留分減殺請求権」法律時報89巻11号54頁以下(2017)等参照。
- (83) 角・前掲注74・63頁。
- (84) 能見・前掲注11・146頁注3。
- (85) 角・前掲注74・60頁、等。
- (86) 能見・前掲注11・130頁。
- (87) 同上・135頁。
- (88) 川・前掲注9・153頁。
- (89) 例外的に、受益者に対して受給した給付の返還請求が認められる場合は、受益者も相手方になることがある(能見・前掲注11・131頁)。なお、四宮和夫博士は、私益信託の場合には、減殺請求の相手方は受託者と受益者であるとしている〔四宮和夫『信託法〔新版〕』160頁注1(有斐閣、1989)〕。この四宮説の趣旨については、三枝・前掲注81・41-42頁、角紀代恵「信託と遺留分」法律時報89巻11号71頁注10(2017)等参照。
- (90) 川・前掲注9・153頁、星田寛「遺言代用信託」道垣内弘人=小野傑=福井修編『新しい信託法の理論と実務』金融・商事判例増刊1261号182頁(2007)、水野紀子「信託と相続法の相克—とくに遺留分を中心にして—」トラスト60研究叢書『変革期における信託法』123頁(2006)、能見・前掲注11・131頁、等。ただし、手続法上の手当は容易でないことを、川教授は指摘する(川・同上・154頁)。
- (91) 能見・前掲注11・131頁。
- (92) 佐久間亨・前掲注18・249頁。また、こうした考え

- 方に基づき、遺言代用信託は、遺贈と同様に、第一順位の遺留分侵害額請求の対象となるべきことが主張されている〔岩藤美智子「遺言代用信託についての遺留分に関する規律のあり方」トラスト未来フォーラム研究叢書『信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』107頁(2016)、能見・前掲注11・138頁〕。
- (93) 信託行為は一回的に信託設定時になされるものであるが、能見教授は、信託は売買などのように一回的な行為と異なり、継続的な行為であるため、一定の時点以降その効力を否定するという考え方は可能であるとす(能見・前掲注11・140頁)。
- (94) 能見・同上。同旨、岩藤・前掲注92・107頁。
- (95) 能見・同上・140頁。
- (96) 川・前掲注9・151頁、三枝・前掲注89・44-47頁以下等参照。
- (97) 角・前掲注74・61頁等。
- (98) ただし、帰属権利者としての権利もすべて合わせれば、受益権の価額は、信託財産の価額と理論的に等しくなりうるとの指摘もある(能見・前掲注11・147頁注13)。また、全ての場合において受益権の価額が信託財産の価額を下回るわけではないと考えられる。たとえば、不動産を信託財産としている場合に、不動産現物で保有するより信託受益権の形で保有する方が流通性が高く、受益権の時価が信託財産よりも高く評価されるケースがありうる(佐久間亨・前掲注18・251頁)。
- (99) 能見・前掲注11・127頁。
- (100) 角・前掲注74・65-66頁。
- (101) 同上・67頁。なお、角教授は、同論文に若干先行して公刊された前掲論文(角・前掲注89・72頁)において、こうした一連の問題は、「信託財産に対して複数の受益者が権利をもつことができるという信託の構造に由来する問題」である旨の指摘をされており、こちらの見解はむしろ私見の立場に近いと思われる。
- (102) 受益者連続信託等における公平義務の難問については、拙稿「受託者の義務・責任(1)〔研究・信託法(4)〕」信託278号42-43頁参照(2019)。
- (103) 星田・前掲注90・183頁。
- (104) 川・前掲注9・154-156頁。
- (105) 加藤・前掲注80・25頁。
- (106) 沖野眞已・判批・私法判例リマークス59号70頁(2019)。本判決の判例評釈(評釈的論文を含む)としては、他に、佐久間毅「信託の効力に関する一考察—東京地裁平成30年9月12日判決(金融法務事情2104号78頁)をもとに—」トラスト未来フォーラム研究叢書『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』123頁(2019)、渋谷陽一郎「家族信託と遺留分制度—東京地判30.9.12を踏まえて—」金融法務事情2106号19頁(2019)、遠藤英嗣「家族民事信託と遺留分を考える—東京地裁平成30年9月12日判決の意義について」信託フォーラム11号77頁(2019)、笹川豪介「受益者連続信託の活用と注意点—東京地裁平成30年9月12日判決を踏まえて—」銀行法務21・844号4頁(2019)等がある。
- (107) 伊庭潔「民事(家族)信託の現状と課題」信託法研究44号50頁(2019)。
- (108) 沖野・前掲注106・72頁。
- (109) 佐久間毅教授は、本件信託は、受託者に信託財産から利益を取得させることを目的とするものであり、信託の本質に照らし信託法8条の規定に反するものとして無効というべきであるとす(佐久間毅・前掲注106・135頁)。
- (110) 渋谷・前掲注106・20頁、24頁。
- (111) 沖野・前掲注106・72-73頁。同様に、渋谷・前掲注106・24頁においても、「本判決は受益権説を前提としているが、算定の場面においては信託財産説との乖離が生じないよう構成されている」と指摘されている。
- (112) 遠藤・前掲注106・82頁。この点、渋谷・前掲注106・24頁では、本判決で、遺留分減殺請求の相手方についての判断が明示されていない理由として、本件信託では「受託者が受益者の準共有者を兼ねる形態である」ことを挙げている(こうした形態について、笹川・前掲注106・8頁参照)。ただし、2018年相続法改正による遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求への変更に伴い、同改正法施行後は、そうした「信託財産あるいは受益権の(準)共有」という効果は生じないことになった(沖野・前掲注106・73頁参照)。
- (113) 佐久間毅・前掲注106・141-142頁。なお、「平成30年改正民法のもとでは、遺留分侵害額の支払請求の相手方は受託者か、受益者かが問題となり、両論ありうるということになる」と指摘される(同上・145頁)。